

岩手県告示第666号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を休止した旨次のとおり届出があった。

平成23年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護老人保健施設

名 称	所在地	休止年月日
老人保健施設シーサイドかる	下閉伊郡山田町船越第9地割5番地2	平成23年3月12日